

承認第3号

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月6日 提出

豊後大野市長 川野文敏

豊大專第4号

専 決 处 分 書

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

豊後大野市長 川、野 文 敏



豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例

豊後大野市税特別措置条例（平成 17 年豊後大野市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に、「起算して 5 年内」を「令和 5 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 地域経済牽引事業促進法第 4 条第 6 項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日が平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間である場合におけるこの条例による改正後の豊後大野市税特別措置条例第 3 条（「起算して 5 年内」を「令和 5 年 3 月 31 日まで」に改める部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。